

浄化槽法施行細則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前																													
<p>○浄化槽法施行細則 昭和六十年十月一日規則第六十三号 (趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号。以下「法」という。）、環境省関係浄化槽法施行規則（昭和五十九年厚生省令第十七号。以下「環境省令」という。）及び浄化槽工事の技術上の基準並びに浄化槽の設置等の届出及び設置計画に関する省令（昭和六十年厚生省・建設省令第一号。以下「共同省令」という。）に基づく届出等の手続に関して必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>○浄化槽法施行細則 昭和六十年十月一日規則第六十三号 (趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号。以下「法」という。）、環境省関係浄化槽法施行規則（昭和五十九年厚生省令第十七号。以下「環境省令」という。）及び浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令（昭和六十年厚生省・建設省令第一号。以下「共同省令」という。）に基づく届出等の手続に関して必要な事項を定めるものとする。</p>																													
<p>別表（第三条関係）</p>	<p>別表（第三条関係）</p>																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>提出書類</th> <th>提出部数</th> <th>提出先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浄化槽設置届出書（共同省令別記様式第一号）</td> <td>三部</td> <td rowspan="2">当該市町の区域を管轄する厚生環境事務所（当該区域が厚生環境事務所の支所の担当区域内である場合は当該支所、広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成十一年広島県条例第三十四号）第二条の表の第二十一号の三の規定により当該事務を処理することとされた市町の区域内である場合は当該市町）</td> </tr> <tr> <td>浄化槽変更届出書（共同省令別記様式第二号）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>浄化槽使用休止届出書（環境省令様式第一号）</td> <td rowspan="5">一部</td> <td rowspan="5"></td> </tr> <tr> <td>浄化槽使用再開届出書（環境省令様式第一号の二）</td> </tr> <tr> <td>浄化槽使用廃止届出書（環境省令様式第一号の三）</td> </tr> <tr> <td>浄化槽使用開始報告書（別記様式第一号）</td> </tr> <tr> <td>浄化槽技術管理者変更報告書（別記様式第二号）</td> </tr> </tbody> </table>	提出書類	提出部数	提出先	浄化槽設置届出書（共同省令別記様式第一号）	三部	当該市町の区域を管轄する厚生環境事務所（当該区域が厚生環境事務所の支所の担当区域内である場合は当該支所、広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成十一年広島県条例第三十四号）第二条の表の第二十一号の三の規定により当該事務を処理することとされた市町の区域内である場合は当該市町）	浄化槽変更届出書（共同省令別記様式第二号）		浄化槽使用休止届出書（環境省令様式第一号）	一部		浄化槽使用再開届出書（環境省令様式第一号の二）	浄化槽使用廃止届出書（環境省令様式第一号の三）	浄化槽使用開始報告書（別記様式第一号）	浄化槽技術管理者変更報告書（別記様式第二号）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>提出書類</th> <th>提出部数</th> <th>提出先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浄化槽設置届出書（共同省令別記様式第一号）</td> <td>三部</td> <td rowspan="2">当該市町の区域を管轄する厚生環境事務所（当該区域が厚生環境事務所の支所の担当区域内である場合は当該支所、広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成十一年広島県条例第三十四号）第二条の表の第二十一号の三の規定により当該事務を処理することとされた市町の区域内である場合は当該市町）</td> </tr> <tr> <td>浄化槽変更届出書（共同省令別記様式第二号）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>浄化槽使用廃止届出書（環境省令様式第一号）</td> <td rowspan="4">一部</td> <td rowspan="4"></td> </tr> <tr> <td>浄化槽使用開始報告書（別記様式第一号）</td> </tr> <tr> <td>浄化槽技術管理者変更報告書（別記様式第二号）</td> </tr> <tr> <td></td> </tr> </tbody> </table>	提出書類	提出部数	提出先	浄化槽設置届出書（共同省令別記様式第一号）	三部	当該市町の区域を管轄する厚生環境事務所（当該区域が厚生環境事務所の支所の担当区域内である場合は当該支所、広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成十一年広島県条例第三十四号）第二条の表の第二十一号の三の規定により当該事務を処理することとされた市町の区域内である場合は当該市町）	浄化槽変更届出書（共同省令別記様式第二号）		浄化槽使用廃止届出書（環境省令様式第一号）	一部		浄化槽使用開始報告書（別記様式第一号）	浄化槽技術管理者変更報告書（別記様式第二号）	
提出書類	提出部数	提出先																												
浄化槽設置届出書（共同省令別記様式第一号）	三部	当該市町の区域を管轄する厚生環境事務所（当該区域が厚生環境事務所の支所の担当区域内である場合は当該支所、広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成十一年広島県条例第三十四号）第二条の表の第二十一号の三の規定により当該事務を処理することとされた市町の区域内である場合は当該市町）																												
浄化槽変更届出書（共同省令別記様式第二号）																														
浄化槽使用休止届出書（環境省令様式第一号）	一部																													
浄化槽使用再開届出書（環境省令様式第一号の二）																														
浄化槽使用廃止届出書（環境省令様式第一号の三）																														
浄化槽使用開始報告書（別記様式第一号）																														
浄化槽技術管理者変更報告書（別記様式第二号）																														
提出書類	提出部数	提出先																												
浄化槽設置届出書（共同省令別記様式第一号）	三部	当該市町の区域を管轄する厚生環境事務所（当該区域が厚生環境事務所の支所の担当区域内である場合は当該支所、広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成十一年広島県条例第三十四号）第二条の表の第二十一号の三の規定により当該事務を処理することとされた市町の区域内である場合は当該市町）																												
浄化槽変更届出書（共同省令別記様式第二号）																														
浄化槽使用廃止届出書（環境省令様式第一号）	一部																													
浄化槽使用開始報告書（別記様式第一号）																														
浄化槽技術管理者変更報告書（別記様式第二号）																														

改正後				改正前			
浄化槽管理者変更報告書 (別記様式第三号)				浄化槽管理者変更報告書 (別記様式第三号)			
指定検査機関指定申請書 (環境省令様式第七号)	一部	環境県民局循環型社会課		指定検査機関指定申請書 (環境省令様式第七号)	一部	環境県民局循環型社会課	